

平成26年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月11日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文
企 画 環 境 経 済 部 長 兼 住 民 福 祉 部 長	岩 越 誠

建設水道部長 兼 技 監	奥 村 智 彦
総 務 課 長	村 井 隆 文
税 務 課 長	足 立 篤 隆
企 画 課 長	堀 仁 志
保 険 医 療 課 長	服 部 敦 美
福 祉 健 康 課 長	浅 野 薫 夫
教 育 文 化 課 長 兼 総 合 会 館 長	加 藤 周 志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	堀 康 男
書 記	笠 原 誠
主 任	岩 田 孝 太

1. 議事日程（第3号）

平成26年6月11日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第21号議案 専決処分の承認について
- 日程第2 第23号議案 笠松町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例について
- 日程第3 第24号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第26号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について
- 日程第5 第27号議案 消防ポンプ自動車の売買契約の締結について
- 日程第6 第28号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第7 第29号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第30号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第9 第31号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第32号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第21号議案から日程第10 第32号議案までについて

○議長（安田敏雄君） 日程第1、第21号議案から日程第10、第32号議案までの10議案を一括して議題といたします。

第21号議案 専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 専決処分ですので、よろしくお願いします。

まず1つは町民税関係ですが、町民法人税率の引き下げで100分の12.3から100分の9.7、また県におきましては100分の5.0から100分の3.2、計4.4%の引き下げが行われ、それが地方法人税として国に創設されて、その4.4%分が地方交付税に繰り込まれて再交付されてくるということですが、まずこうした措置についてどのように考えられるのか、町長にお尋ねをいたします。それから、笠松町の100分の12.3から100分の9.7による減収分はどれくらいになるのか、お尋ねします。

次に、固定資産税の関係で、議案資料でいきますと5ページですが、子ども・子育て支援制度の施行に伴う小規模保育事業・認定こども園に対する非課税措置の追加によるということですが、笠松町ではこれがどのようなになるのか。それからまた、どんな見通しが立つのか、お尋ねします。

そして、わがまち特例の関係で、現在は下水道の除外施設として、産業リネン、カネ美、中部サイデンなどがこの除外施設に入るそうで、4分の3の減額になっているかと思いますが、今度新しくなるこの1、2、3、4、5については、どのような施設が笠松町としてはあるのか、お尋ねいたします。

それから、附則の第9条の関係ですが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告という形で書かれていまして、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の追加ということですが、これを具体的に説明してください。

それから、軽自動車税につきましては今年度の実施ではないんですけれども、軽自動車に関して税率の引き上げが行われていますが、なぜ軽自動車だけなのか。そして、こういう措置の仕方についてどのように考えられるのか、お尋ねします。

そして、国民健康保険の関係もあるかと思いますが、介護保険と後期高齢者医療保険の支援分の最高限度額を2万円ずつの引き上げになっていますが、なぜ引き上げにされたのか。それから、対象の件数がどれくらいになるのか、国保の51万もあわせてお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私からは、町民法人税の法人税割の問題であります。これは御承知のように、東京都とか、いわゆる裕福な企業がある法人税が多いところの偏在を解消することを目的としてやられたことであって、交付税不交付団体のところが多いんですね、今の法人税割が減るところは。その分を地方交付税で皆さんに分配しようということをやられたことで、私どもにしては、こういう分配の方法というのは受け入れて、対象としてありがたいことではないかと思っています。

今、国がやろうとしているいろんな税制改革の中で、特に我々が反対しているのは、いわゆる固定資産税の問題とか、うちにはないですけど、ゴルフ場の問題とかいろいろあるんですが、その中の一つで、この問題は私どもの町にとっては何もマイナスではない税制改革ではないかと思っています。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） ちょっと質問が幾つかありましたので、答弁が漏れましたら御指摘ください。

最初に法人税の関係、引き下げによっての影響額という御質問でございますが、26年の4月現在の数字をもとに試算をいたしますと、当町におきましては2,700万ほどの影響が出るというふうに試算をしております。

次に、子ども・子育て支援制度の関係の非課税措置でございますが、これにつきましては小規模保育事業・認定こども園の非課税措置が創設されたというものでございます。例えば申しますと、社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産税ということで言いますと、3歳未満児を対象とした利用定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと、こういったものは小規模保育ということで規定しておりますが、そういったものと、また社会福祉法人等が就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する固定資産税、こういったものに対しての非課税措置が規定されたというものでございます。

次にわがまち特例の関係では、5つの項目について新たに設けられております。1つずつ順次申し上げます。

水質汚濁防止法に規定する特定施設、または指定地域特定施設を設置する工場、事業所の汚水または廃液の処理施設というもので、具体的な例を挙げますと、沈殿または浮上装置、油分

の分離装置、汚泥の処理装置、こういったものが対象になります。

2つ目としましては、大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出される、法に定める指定物質の排出の抑制に関する施設というもので、この場合にはテトラクロロエチレン、こういった溶剤を使用するドライクリーニングに係る活性炭吸着回収装置、こういったものが例として挙げられます。

3番目には、土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設ということで、こういった場合は具体例を申し上げますと、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニングに係る活性炭吸着回収装置というものが挙げられます。

4つ目といたしましては、水防法に基づき、浸水想定区域内に一定の地下街等の所有者、または管理者が浸水防止計画に基づいて取得した浸水防止用の設備ということで、具体例を申し上げますと、止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機、こういったものが挙げられます。

5つ目としましては、フロン系の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定をします冷蔵機器及び冷凍機器であって、自然媒体を利用したもの。具体例を挙げますと、CO₂ショーケース、空気冷凍システム、こういったものがわがまち特例で規定をされております。

以上5つの項目につきましての具体例を申し上げましたが、わがまち特例全体について申し上げますと、国が地方団体、市区町村に対しまして特例措置の実施を求めるといった場合にありましても、市区町村の裁量を認めたほうが効果的な特例措置につきましては、全国一律の特例の措置ではなく、法律の定める範囲で地方公共団体、市区町村が特例措置の内容を条例で定めることができるということに基づきまして規定されたものでございます。

それから、既存建築物の耐震改修に係る措置でございますが、こちらにつきましては建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によりまして、要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物で耐震改修が行われた家屋につきまして、固定資産税の2分の1を2年間減額すると。要安全確認計画記載建築物といたしましては、当町におきましては該当はございません。要緊急安全確認大規模建築物につきましては、笠松幼稚園が該当するところでございますが、既に耐震改修が行われておりますので、今回の税制改正では対象となるものでございませぬ。既に耐震改修が行われておるといふものでございます。

続きまして軽自動車関係でございますが、今回の改正につきましては、昭和59年から軽自動車税につきましては30年間据え置きとなっておりますのでございます。普通自動車との税額の開き、同じような排気量、1,000ccクラスと見比べた場合にも4倍等の開きがあるというようなことから、これをもとに、また車体課税の税率が普通自動車のほうについては下げられております。そういったものをあわせられて今回の改正がされたものというふうと考えております。以上でございます。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 私のほうから、国民健康保険税の一部改正に関してのお尋ねについてですけれども、限度額の対象世帯について申し上げますと、医療費分で26年度、あくまで法定前ですので試算数値ではございますが、168世帯が限度額超過世帯、それから後期高齢者支援金分では130世帯、それから介護納付金分では95世帯というような試算結果が出ております。

そして、なぜ改正をというお話でございますが、これは国のほうにおいていろいろと議論された中では、給付のほうの見直しも図られておまして、給付と負担の公平性ということで、低所得者に配慮しながら、ある程度所得がえられる方への限度額を上げられたというふう聞いております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、地方交付税の役割というのは、その地方それぞれの自治体が平等の政治を行っていく上に不足の分を補充するという役割と、それから財政的に困難なところへ調整分として渡していく、これが地方交付税の役割であったと思います。それに、今度消費税にかわってこうした税金を入れていくということですが、これは本来の地方交付税の基本を変えていくものになるのではないかと私たちは恐れているんですが、その点については町長はどのように思われるでしょうか。

特に私は、住民税は本当に地方としての自主財源であるものを、こうした形で平等に削っていく、もちろん大きいところからたくさん入ると言うかもしれませんが、それは大きな事業をやっていくわけですので、それを水平にするというのは言いわけではなかろうかと思っておるんですが、その点についてお尋ねいたします。

それから、子ども・子育て支援制度の施行に伴って、保育施設についての税の免除ということですが、現在笠松町で行われている認可外の保育所の関係で、ここに該当していくような、申告によるのか申請によるのか知りませんが、そういう可能性はあるのでしょうか。

今、基本的にエンジェルおひさま、それから各病院などの施設はどうなっているのでしょうか。それから米野にある給食の中にも保育所ができたというような話を聞いているんですが、そういう形の保育所との関係はどうなるのでしょうか。

次に、この子ども・子育て支援制度もまた、わがまち特例で税の特典を与えるわけですが、その特典した分の補充は国がくれるものなのか、町の財政の中で賄うものなのか、その点をお尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 初めに言われた法人住民税の法人税割の問題であります、これは御承

知のように、地域間のいろんな税源の再配分の問題から起きてきて、財政力格差を縮小するためにそういう対応をしようということで行われたんですね。たまたま今いろんな町村会の関係で東京へ行ったときにいろんな議論をしている中で、いわゆる全国の中で不交付団体というのは町村にもあるんですね。もちろん東京都だとか、そういう今こういう財源をいろいろ確保しなきゃならないときに、そういう偏在性を是正して対応をしていこうという中でとられた措置でもあるわけなんですけど、そういう考え方でいろいろ議論した中では、我々は今の時点で、大変地方交付税も厳しい中で、こういうような対応で、裕福なところからはそういうことでいただいて再配分することは、今の大きな財源の確保の中では認めてやっていくべきではないかということにいただいている財源ではありますが、基本的に交付税の話からすれば、国がきちっとそういう対応をして交付税の財源調整や確保の対応をしていくべきことではありますが、今回のこの住民法人税のいわゆる法人税割の減税に対して再配分したことに关しては、我々のような交付税の交付団体に関しては、今の段階では間違っただことではないんではないかと思っ、対応を決めておるわけです。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 子ども・子育て支援新制度の関連ですので、私のほうからエンジェルおひさまのような認可外保育所について、ちょっとお答えしたいと思いますけど、認可外保育所は現在のところ非課税対象とはなっておりません。非課税対象となるというのは、学校法人とか社会福祉法人保育所というようなところになるんですけども、新たな子ども・子育て支援制度の中で小規模保育所としての認可を受けた場合に、初めてこの適用が受けられるということで、今回規定整備がされたということになります。

今後の話になりますけれども、認定こども園につきましても、そういった法人が出てこれば適用となるということで、現在はありませんが、あくまでそういった新体制に対する規定整備が図られたということでございます。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） わがまち特例で軽減措置をした部分につきましては、財政的な措置といたしますか、そういうことがなく、町のほうの負担ということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今のわがまち特例の、具体的に今までにありましたように、どことどこというふうでいうと、どんなところが考えられるのか、一定のわかる分でもいいんですけどもお願いしたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） わがまち特例の関係でございますが、対象となる施

設でございますけれども、先ほど御質問をされた際にも、施設といいますか、事業所名等上げて御質問されましたが、そういった施設につきましても、過去にもこういった軽減の制度等ございましたけれども、申告は出ておりません。そういったところで、どこがどれだけの施設を持っておるかというところまでは細かく把握ができていないという状況でございます。

また、わがまち特例で税額を軽減いたしますと、その部分につきましては、先ほど財政措置というものはないと申しましたが、交付税全体で考えたときには、収入額と需要額の差し引きということになりますので、今のわがまち特例で減額になれば、その部分、収入で影響を受けますと、その部分がそこに加味されるのかなというふうに考えております。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この専決処分の大もとになるのは、消費税が5%から8%になることによって進められてきている状況だと思っておりますが、この地方税法の一部改正は、3月20日に国会で可決、成立したものだと思っておりますが、町民法人税の引き下げによる100分の12.3から100分の9.7、また県においては、町税としては2.6%、県税としては1.8%、納める人については税率は変わらないようではございますけれども、こうしたことが行われたことに対して、私どもはまず消費税そのものが大変不平等税制であり、そして弱い者ほど負担が重くなる税制、その税制を前提としてこのような改正が行われていくということ。また、地方交付税は、本来国税の中で自立した地方自治を進めていくための財源として足りない分を補充する。そして、格差のある自治体に対しては調整交付税で行う。

こうしたことを考えましても、私たちの大事な自主財源を取り上げて、4.4%というのは結構大きい額だと思っておりますが、それを地方法人税として創設し、その額は地方交付税に算入されて、どれだけ返ってくるのか見込みがつかない、こういう状況になるのではないかと思います。

その意味で、こうした本来のあり方を間違えていると私たちは思いますし、また地方自治を守っていくためにも、こうしたやり方を認めていくということでは、地方自治自体が守れなくなるのではないかと。国の筋を通して、本来あるべき姿にしていくことの一端ではないかと思っておりますので、この減税のあり方については反対でございます。

また、環境関係でいえば充実されることかもしれませんが、これにつきましても、その財源保障をされてこそ自治体の事業が行われていくと思っておりますので、固定資産税関係についても、

このままでいいとはとても思えません。

また、軽自動車税につきましても、昭和59年度から据え置かれてきたけれども、なぜ据え置かれてきたかといえば、やはり一番住民の身近なところで使われてくる、本当に住民の手足となって使われてきている。特に年金者などにとっては大変な行動源、生活のなくてはならないものなのですが、その軽自動車税をこうして上げていくということにつきましても、納得のいくものではありません。

そして、国民健康保険税では、後期高齢者医療制度の限度額、それから介護保険料の限度額、そして国保と全部合わせて81万というお金を納めていくのが、最高限度額を納める方たちにとって、非常に高額な方はいいですけれども、このライン上にある方というのは大変厳しいものになると思います。そういう意味で、この専決処分に反対をいたします。

○議長（安田敏雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第21号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第23号議案 笠松町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

第24号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

第26号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり決しました。

会議の途中ですが、10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第5、第27号議案 消防ポンプ自動車の売買契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 基本的なことをちょっとお尋ねしたいんですけど、今回の売買契約で落札したのが岐阜ヤナセ、一般的に岐阜ヤナセというと外車のイメージがあるんですけど、ほかの会社も見ると、自動車会社じゃなくてウスイ消防とか、防災関係の会社が多いんですけど、基本的に消防自動車というのはどういう車体をベースにして、どうやって組み立てるんですか。ベースがあって、それを備品をつけたものを落とすのか、そのあたりの仕組みというか、教え

てください。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 消防車の仕様でございますが、特に消防自動車専用の車両ということではなく、仕様のシャーシにつきましてはCD-I型用、消防車用の専用のシャーシとすると、そういったもので仕様は設けております。あとは、二輪駆動でパワーステアリング装備、トランスミッションはオートマチックと、乗車定員が5名以上という、そういった車両ということをおっしゃるだけですので、これに対しまして艤装するものとしまして、消防専用シャーシに2段バランスタービンポンプを装備して消火栓等の水利により強力な放水をなして消火活動のできるものというもので仕様を決めております。

特に専用の車両、艤装された車両というものではなくて、言いかえれば通常のトラックといえますか、そういった車両に対して、こういうポンプ等の艤装装備を行うというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） そうしますと、そのシャーシは専用のシャーシじゃなくてという、いわゆるベース的には、例えば日野とか三菱とか、そういった車体があると思うんですが、そのあたりは全く入札先にお任せということなんでしょうか。

それともう1つ、こういうメンテナンスの場合もこの消防車、消防団の消防車というのは全部統一されているのか、メンテナンスする場合はそれぞれの車体によってメンテナンス先が違ってくるのか、そのあたりはどういうふうに管理されているんでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） ベース車両については、メーカー等特に指定はしておりません。先ほど申しましたように、CD-I型用の消防車専用のシャーシを使用するというのを仕様の中に入れておるだけで、ベースの車両についてメーカー等の指定は特にございません。

あと、メンテナンスの関係ですが、通常の手検整備につきましては、そういった整備を行うところで行います。真空ポンプ等の点検につきましては、それぞれの点検をできる業者において点検をしていただくということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

ちょっと何となくわかったようなわからないような感じなんです、そうしますと、最後にお聞きしますが、そうすると岐阜ヤナセは何をしてくれるわけなんですか。買っただけで、

後のメンテナンスは別に、私ら普通一般的に自動車を買くと、その代理店が全部メンテナンスとか、車検とか全部やってくれるわけなんです、今のお話を聞くと、それは専門のところに任せるといわけなんです、ヤナセはただ販売するで終わりなんですか。その後は何かあるんでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 車検整備につきましては町内の整備業者で行うということで、あと艀装品につきましては、納入業者のほうで点検を行うということになります。

それと、もう1つ加えますが、仕様の中で特に入れておりますのは、緊急車両のために故障等の発生したときには、契約者が2時間以内に対応ができること。それと、契約者が対応できない場合は製造メーカーにおいて3時間以内に修理対応ができる、こういった態勢がとれることということは、仕様の中で取り決めをしております。以上です。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

第28号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 26ページ、歳出の民生費なんです、3目の児童館費で、報酬で嘱託員報酬196万が減額になって、7の賃金で臨時職員賃金が168万9,000円ふえておりますが、これはどういう経緯なのかちょっと説明をお願いしたいというのと、その次が29ページ、学校給食センター総務費の中の報酬で290万9,000円、嘱託員の報酬で増額になっておりますが、これは新たに嘱託員をたくさん雇うということですか。給食センターの今の現状、調理員の体制がどういうふうになっておるのか、その辺のことも含めて御説明をお願いしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） まず児童館の関係でございますが、4月1日付で嘱託員1人にかえまして臨時雇用職員1人を雇用いたしました。これに伴って、嘱託員の部分で

すね、報酬で計上してあったものを減額いたしまして、臨時職員賃金を増額したということでございます。職員の配置の内容が、嘱託から臨時職員にかわったということによる増減でございます。

続きまして給食センターの関係でございますが、給食センターにつきましても4月1日付で嘱託員2人を配置しております。この嘱託員報酬を増額いたしてございまして、209万9,000円増額をしております。給食センターのほうでございますが、4月から6月までは、提案説明のときにも申し上げておると思いますが、総務費の一般管理費のほうで計上してございまして、7月以降の部分を予算化したというものでございます。

それと、給食センターの現在の体制でございますが、職員が2名、嘱託員が2名、臨時の調理員が14名という体制で、合計いたしますと全部で18名の体制で業務を行っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 児童館なんです、嘱託員が3月末でやめて、4月から臨時の職員に切りかえたと。嘱託員と臨時職員というのはまた体系が違うと思うんですけども、今までどういう人がやってみえて、今度臨時職員というのはどういう方を採用されたのか。3月末で嘱託員の方が本人の意思でやめられたのか、もうやめてくれとって臨時職員を採用したいがためにやめさせたのか、本人の意思があつてやめたいと言われて臨時職員を採用したのか、その辺のことをちょっと教えてください。

それから給食センターの嘱託員で2名、4月から採用したということですけども、この嘱託員を採用するに至った経緯ですね。今の給食センターの中での作業が追いついていかないということで、どうしても嘱託員の2名が必要になったということなのか、その辺の2名をそこに配置した理由について、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、児童館につきましては私が経緯をよく承知しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

嘱託職員の方は、以前、笠松町の正職員として児童館のほうに長く勤められた方で、資質といますか、スキルといますか、そういった面で非常にたけてみえるというか、正職員を補助していただくのに非常に運営上助かる方で、いろんな事業の中身についても入っていただいて、例えば事務でいえば決裁権をつけるつけんぐらいの話になってくるような深いかわりを持っていただける方であったということで、嘱託職員というような身分で勤めていただいたと。

ただ、今回につきましては、長年嘱託として勤めていただいたんですけども、体調の関係とか、あるいは家庭の御事情でやめられるということになりましたので、新たに保育士の資格

を持った、子育てといえますか、そういったことで経験がえられる方を臨時職員として迎えて、臨時職員3名、それから正職1名の計4名による交代制の勤務で運営をしておるといふものでございます。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 給食センターの嘱託員2名の関係でございますが、1人につきましては欠員の補充ということでございます。

それと臨時職員の勤務時間の体制、職員も勤務時間が5時半から5時15分ということで短くなっておりまして、この体制が変わりましたことによって、材料の納入等、そういったシフトが円滑に行えるようにということで、1名は嘱託員をふやしております。以上でございます。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明されたと思いますが、24ページの嘱託職員の関係ですが、60歳で定年を迎え、それから65歳まで年金の支給がない中で嘱託職員として登用していくという中身になっていると思いますが、各職場に今いらっしゃるわけですけど、安定して65歳までは嘱託職員としてお願いをしていく形になっていくことについてはどう考えられるのか、お尋ねします。

それから、その方たちの定年時の給与からいうと、嘱託となるとどのようになっているのかお尋ねします。

そして28ページ、土木費の第4項 都市計画費の第2目 公園費の中で、備品購入費として多度町の馬車を5万円で購入したということですが、この運用についてはどのように考えられているのか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 嘱託員の関係を私のほうから答えさせていただきます。

提案説明でもお話ししましたように、公的年金の比例部分が段階的に65歳まで10年かかって引き上げられるということで、この無年金期間をなくすように、努力義務ということで国のほうから依頼がございました。

それで、町もこれを踏襲してやっておるわけですが、希望者だけを採用しているわけございまして、それで安定的に65歳まで雇用したらどうかというお話もございまして、当面は2年ということで考えております。全体的な職員構成の中で、今後については考えていきたいなと思っております。

それから額につきましては、一応最後にやめたときの階級で決めておりまして、最高20万円、最低を16万円ということで、そういった階層を設けて支給しております。以上です。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 馬車の運用については、まずは向こうからそういう申し出があったことに対して、受け入れをさせていただいてここへ持ってくる。まちづくりの中、あるいは公園の中で、どのように運営して、どのように運用するのがいいかということは、これからまた具体的な流れについては考えていかなきゃならないと思っています。

まず管理の方法も考えなきゃならないと思いますから、皆さんの意見も聞きながら、あるいは最小限の経費でどういうふうにできるかということ。

最終目的は、僕は本当に馬車というのが一番理想でありますから、それに近づけることができる体制をとっていきたいと思っています。その前に利用できる方法があれば利用してやっていく方法を、まず現物を見てまた考えなければしょうがないかなあとは思っています。ぜひ議員の皆さんのアイデアもお聞かせいただきながら、これを生かせるようお願いを申し上げたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 囑託については、事務のいろいろな要件もあると思いますのであれですが、できるだけ生かしていただけるといいかなあと思います。

それから、馬車の購入については馬が必要になりますが、それについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 馬といっても種類がありますから、あの馬車を引ける馬というのは限られてくると思います。そのことは今研究していますので、そういうことも踏まえて対応をとれるように研究をさせていただいています。馬の前に何か方法がないかということも踏まえて今勉強していますので、最終的には河川環境楽園まで馬車が結べるのが夢でありますから、そのことを進めていきたい。

今、御承知のように、名鉄の陸橋の上が河畔林が整理されて、ようやく我々の希望していた放牧場の一步手前まで来ましたので、あそこの整理をしながら、並行して馬車、そしてまた並行してサイクリングロードということが、今ようやく同時進行になってきましたので、これで馬車もあそこの河畔林の整理もサイクリングロードもという3つが同時進行になってきましたので、そういう知恵を出しながら有効に活用していきたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでございました。

延会 午前11時25分